

地域・職域連携推進部会からの報告－今後の受動喫煙対策について－

資料 1

区分		厚労省案	東京都案	検討課題	
定義	たばこ	・たばこ事業法に定める製造たばこ又は製造たばこ代用品 ※加熱式たばこは、健康影響が明らかでないものを政令で規制対象から除外可能とする	・たばこ事業法に定める製造たばこ又は製造たばこ代用品 ・葉巻、加熱式たばこも対象	・健康との因果関係が科学的に立証されていないが、加熱式たばこも規制対象とするべきか。	
	受動喫煙	他人が発生させるたばこの煙又はたばこを吸っている他人の呼気に含まれる煙にさらされること	他人が発生させるたばこの煙又はたばこを吸っている他人の呼気に含まれる煙にさらされること		
特定施設における喫煙の制限	第1種	健康影響を防ぐ影響が高い、未成年や患者が主に利用 ○学校(小中高)、医療施設 等	敷地内禁煙	・喫煙専用室がなくても喫煙可とする店舗の対象範囲をどうするか。(例：東京都案に加え、子供が立入ることが想定されない風営法の適用を受ける店舗等) ※風営法：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	
	第2種	多数の人が利用し、かつ他の施設では代替が難しい ○官公庁、大学、老人福祉施設、体育館 等	屋内禁煙（喫煙専用室設置不可）		
	第3種	利用者にある程度、他施設を選択する機会があるもの	原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可）		原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可）
		○劇場等、事業所、ホテル	【小規模のバー、スナック】 ・専用室がなくても喫煙可 ・面積要件は政令で定める		【小規模のバー、スナック】 ・専用室がなくても喫煙可 ・30㎡以下 ・全従業員が喫煙に同意 ・未成年者入店不可
		○飲食店			
	乗物	バス、タクシー	車内禁煙（喫煙室設置不可）		車内禁煙（喫煙室設置不可）
		鉄道、船舶	原則車内禁煙（喫煙室設置可）		原則車内禁煙（喫煙室設置可）
	自家用車		車内禁煙（子どもが同乗している自動車内） 補足：東京都案ではなく、都民ファーストの会・公明党が都議会第3回定例会に共同で提出。		
義務（罰則）	施設利用者	喫煙禁止場所で喫煙しない (30万円以下の過料)	喫煙禁止場所で喫煙しない (5万円以下の過料)		
	施設権原者	・喫煙禁止場所、喫煙室の位置を掲示 ・喫煙禁止場所に喫煙器具を設置しない ・喫煙室の設備・構造 ・喫煙室への未成年の立ち入りを防止 ・喫煙禁止場所での喫煙をやめるよう求める (50万円以下の過料)	・喫煙禁止場所、喫煙室の位置を掲示 ・喫煙禁止場所に喫煙器具を設置しない ・喫煙室の設備・構造 ・喫煙室への未成年の立ち入りを防止 ・喫煙禁止場所での喫煙をやめるよう求める (5万円以下の過料)		

※喫煙禁止を除外する場所

個人の住宅、旅館・ホテルの客室、福祉施設の個室等/シガーバー、たばこの販売店/たばこの研究開発に供する場所/演劇等のように供する舞台